○松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱

平成２１年９月３０日
訓令第１４号
改正　平成２７年３月２５日訓令第６号
平成２７年５月１９日訓令第９号
平成２８年３月２５日訓令第６号
平成２８年６月２７日訓令第１０号
令和４年２月２１日訓令第１号
令和４年１２月２７日訓令第１５号

（目的）

第１条　この訓令は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「法」という。）に基づき松浦市長が行う長期優良住宅建築等計画の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 認定基準　法第６条第１項第１号から第７号に規定する基準をいう。

(2) 性能評価機関　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(3) 住宅型式性能認定　品確法第３１条第１項の規定による住宅型式性能認定をいう。

(4) 認証型式住宅部分等　品確法第４０条第１項の規定による認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

(5) 特別評価方法認定　品確法第５８条第１項の規定による特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。

(6) 住宅性能評価　品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価をいう。

(7) 設計住宅性能評価書　品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

（認定申請）

第３条　法第５条第１項から第７項まで（法第８条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「認定（変更認定）申請」という。）をしようとする者は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成２０年国土交通省令第３号。以下「省令」という。）第２条第１項（法第８条第２項において準用する場合は省令第８条）に定める申請書の正本１通及び副本１通に、同項（法第８条第２項において準用する場合は省令第８条）に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

２　法第６条第２項の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書の正本１通及び副本１通（建築基準法第６条の３第１項の規定による構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合（同条第７項の適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）は副本３通）を併せて市長に提出するものとする。

（認定申請に必要な図書）

第４条　省令第２条第１項のその他所管行政庁が必要と認める図書は、居住環境基準該当項目表（様式第１号）、災害配慮基準該当項目表（様式第１号の２）及び別表第１「認定申請に必要な図書」（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

２　省令第２条第３項の所管行政庁が不要と認める図書は別表第２「認定申請にあたって省略できる図書」（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

（申請の取下げ）

第５条　認定（変更認定）申請を取り下げようとする場合は、認定（変更認定）申請取下げ届（様式第２号）の正本１通及び副本１通を市長に提出するものとする。

２　前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付書類は返却しないものとする。

（建築等の取りやめ）

第６条　法第１４条第１項第２号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式第３号）の正本１通及び副本１通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第７条　市長は、認定（変更認定）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第８条　市長は、法第１０条の規定による承認の申請を承認しない場合は、地位の承継を承認しない旨の通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（審査の委託）

第９条　市長は、認定（変更認定）申請があった場合は、品確法第６条の２の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。

（構造計算適合性判定に準じた審査の実施等）

第１０条　法第６条第２項の規定による申出があった場合（法第８条第２項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が、

建築基準法第６条の３第１項の規定による構造計画適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合（同条第７項の適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）は、市長は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

２　市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を建築基準法第１８条の２第１項の規定により長崎県知事が委任した同法第７７条の３５の５の規定による指定構造計算適合性判定機関に委託するものとする。

（市長以外の者の指示による申請書等の補正）

第１１条　前２条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

第１２条　法第６条第１項第３号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は次のとおりとする。

(1) 地区計画等　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第９項に規定する地区計画等の区域内にあるものは、該当する地区計画等に定められた事項（建築基準法に基づき建築主事等が確認を行う条例制定項目以外の項目に限る。）とし、当該計画に適合しない場合は、原則として認定しない。

(2) 建築協定　建築基準法第６９条に規定する建築協定に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）とし、当該協定に適合しない場合は、原則として認定しない。

(3) 立地を制限する区域　次に掲げる区域内にあるものは、原則として認定しない。ただし、都市計画法第５３条の規定による許可や当該住宅が区域の設定の目的を達成するものであること等により、長期にわたる立地が想定されることが判明している場合には、この限りでない。

ア 都市計画法第４条第４項に規定する促進区域

イ 都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第４条第８項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第８条第１項の告示があった日以後における同法第２条第３項に規定する改良地区

（災害配慮に関する基準）

第１３条　法第６条第１項第４号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮として、次に掲げる区域内にあるものは、原則として認定しない。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りでない。

ア　土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２

年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域

ウ　建築基準法第３９条第１項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内で、建築物が長崎県災害危険区域の指定等に関する条例（昭和４５年長崎県条例第４３号）第７条第１項第１号に該当する（防止施設又は防護施設の設置がある）場合を除く。）

（報告の徴収）

第１４条　認定計画実施者は、申請に係る住宅の建築の工事を完了したときは、住宅の建築の工事が完了した旨の報告書（様式第６号）により、認定長期優良住宅建築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。この場合において、次のいずれかに定める図書を添付することとする。

(1) 品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(2) 認定時の設計内容説明書の内容を監理者が確認した旨がわかる図書、又は建築士法第２０条第３項に基づく報告書

(3) 建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写し

２　法第１２条により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式第７号）を提出しなければならない。

（改善命令）

第１５条　法第１３条第１項及び第２項の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善に関する命令書（様式第８号）により行うこととする。

（認定の取消し）

第１６条　法第１４条第１項第１号の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条第１項第１号の規定による認定取消通知書（様式第９号）により行うこととする。

２　法第１４条第１項第２号の規定による認定の取消しは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条第１項第２号の規定による認定取消通知書（様式第１０号）により行うこととする。

（認定等の証明）

第１７条　法第６条第１項の規定による認定（法第８条第２項の規定により準用する場合を含む。）を受けた旨の証明が必要な場合は、長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）に係る証明願兼証明書（様式第１１号）を提出し、証明を受けることができる。

２　法第１０条の規定による地位の承継について承認を受けた旨の証明が必要な場合は、地位の承継の承認に係る証明願兼証明書（様式第１２号）を提出し、証明を受けることができる。

（軽微な変更）

第１８条　法第８条第１項の省令で定める軽微な変更をしようとする者は、軽微な変更届出書（様式第１３号）及び変更前後の図書を届け出るものとする。

（地位の承継）

第１９条　法第１０条第１項の規定に基づき、計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継するために行う承認申請については、認定計画実施者が地位の承継を申請しようとする者に、その地位を譲り渡したことを証する書面（様式第１４号）を添付するものとする。

（補則）

第２０条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（平成２７年訓令第６号）

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年訓令第９号）

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年訓令第６号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年６月２７日訓令第１０号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（令和４年２月２１日訓令第１号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附　則（令和４年１２月２７日訓令第１５号）

この訓令は、告示の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

認定申請に必要な図書

	（ア）	（イ）
（１）	品確法第６条の２の規定に基づき性能評価機関へ長期使用構造等であることの確認を求めた場合	品確法第６条の２に定める確認書、若しくは同法第４項で定める住宅性能評価書又はこれらの写し（正本に写し、副本に原本）
（２）	第１２条第１項第１号又は第２号の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書（適合通知書等）
（３）	第１３条に定める区域（立地を制限する区域）に該当する場合	区域の指定が解除されること又は近い将来解除されることが確実と見込まれることが確認できる資料

（４）	住宅型式性能認定（注１）を受けた形式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅	住宅型式性能認定書（注２）の写し
（５）	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し
（６）	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成２１年国土交通省告示第２０９号）第３に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書（注３）の写し
（７）	法第５条第１項から第７項等の申請を代理で行う場合	委任状（様式第１５号）
（８）	建築基準法第６条第１項及び第６条の２第１項の規定に基づく交付を受けた場合	確認済証の写し
（９）	その他	認定の審査において必要と認める図書

注１　登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。

注２　登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書（以下「住宅型式性能確認書」という。）を含む。

注３　登録試験機関が行う試験の結果の証明書と同等の証明書を含む。

別表第２（第４条関係）

認定申請にあたって省略できる図書

	（ア）	（イ）
（１）	住宅型式性能認定書又は住宅型式性能確認書の写しを添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
（２）	型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

様式第１号（第４条関係）

居住環境基準該当項目表

申請地

	該当の有無	備考
（１）地区計画等	有 ・ 無	
（２）景観計画	有 ・ 無	
（３）協定等	有 ・ 無	
（４－ア）都市計画法第４条第４項に規定する促進区域	有 ・ 無	
（４－イ）都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域	有 ・ 無	
（４－ウ）都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の区域	有 ・ 無	
（４－エ）都市計画法第４条第８項に規定する市街地開発事業等予定区域	有 ・ 無	
（４－オ）住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第８条第１項の告示があった日後における同法第２条第３項に規定する改良地区	有 ・ 無	

様式第１号の２（第４条関係）

災害配慮基準　該当項目表

申請地

	該当の有無	備考
土砂災害特別警戒区域	有　・　無	
地すべり防止区域	有　・　無	
災害危険区域	有　・　無	

様式第２号（第５条関係）

認定（変更認定）申請取下げ届
（新築／増築・改築／既存）

年　　月　　日

松浦市長　　様

届出者　住　所

氏　名

下記の長期優良住宅建築等計画の認定（変更認定）申請については、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第５条の規定に基づき取り下げます。

記

１　認定（変更認定）申請受付番号
　第　　号
２　認定（変更認定）申請受付年月日
　　年　月　日
３　住宅の位置

４　確認の特例の有無（法第６条第２項に基づく申出）
　　有　　・　　無
５　理由

※ 受付欄	※ 備考

（注意）
１　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
２　※欄は記入しないでください。

様式第３号（第６条関係）

住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書
（新築／増築・改築／既存）

年　　月　　日

松浦市長　　様

申出者　住 所

氏 名

下記の認定長期優良住宅建築等計画については、その認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第６条の規定に基づき申し出ます。

記

１　認定番号
　第　　号
２　認定年月日
　　年　月　日
３　住宅の位置

４　確認の特例の有無（法第６条第２項に基づく申出）
　　有　・　無
（確認年月日　　年　月　日　確認番号　第　　号）
５　認定計画実施者の氏名
６　理由

※ 受付欄	※ 備考

（注意）
１　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
２　※欄は記入しないでください。

様式第４号（第７条関係）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　月　日

様

松浦市長　　㊞

下記の長期優良住宅建築等計画の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項（第８条第１項）の規定による認定を、下記の理由により、しないこととしたので、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第７条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１　申請年月日　　年　　月　　日

２　申請者の住所

３　住宅の位置

４　理由

様式第５号（第８条関係）

地位の承継を承認しない旨の通知書

第　　号
年　月　日

様

松浦市長　　㊞

下記の長期優良住宅建築等計画の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定による承認を、下記の理由により、しないこととしたので、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第８条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１　申請年月日　　年　　月　　日

２　申請者の住所

３　住宅の位置

４　理由

様式第６号（第１４条関係）

住宅の建築の工事が完了した旨の報告書

（新築／増築・改築）

年　月　日

松浦市長　　様

報告者　住　所

氏　名

電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了しましたので、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第１４条第１項の規定により、下記の通り報告いたします。

記

１　認定番号　　第　　号

２　認定年月日　　年　月　日

３　住宅の位置

４　認定計画実施者の氏名

５　住宅の建築の工事が完了したことを確認した建築士等

（　　級）建築士（　　）登録第　　号

住 所

氏 名

【建築士事務所】（　　級 ）建築士事務所（　　）知事登録第　　号

事務所の名称

所在地

６　工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 備考

（注意）

１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２　※欄は記入しないでください。

３　「６　工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。

４　認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付してください。（例示：住宅性能評価による建設住宅性能評価書又は工事監理報告書等）

様式第７号（第１４条関係）

認定長期優良住宅状況報告書
（新築／増築・改築／既存）

年　　月　　日

松浦市長　　様

報告者　住　所

氏　名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１２条の規定により、報告の求めのあった下記の認定長期優良住宅等計画に基づく住宅の建築又は維持保全の状況について、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第１４条第２項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　認定番号　　第　　号
２　認定年月日　　年　月　日
３　住宅の位置
４　認定計画実施者の氏名
５　建築又は維持保全の状況

※ 受付欄	※ 備考

（注意）
１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
２　※欄は記入しないでください。

様式第８号（第１５条関係）

改善に関する命令書

第　　号
年　月　日

様

松浦市長　　㊞

下記の認定長期優良住宅建築等計画の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１３条第　　項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この命令について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この命令があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、この命令の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１　認定番号

２　認定年月日　　年　　月　　日

３　認定計画実施者の氏名

４　認定に係る住宅の位置

５　命ずる措置

６　改善の期限　　年　　月　　日

様式第９号（第１６条関係）

認定取消通知書

第　　号
年　月　日

様

松浦市長　　㊞

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条第１項第１号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第１６条第１項の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、松浦市長に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、松浦市（訴訟において松浦市を代表する者は松浦市長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１　認定番号

２　認定年月日　　年　　月　　日

３　認定計画実施者の氏名

４　認定に係る住宅の位置

５　理由

様式第１０号（第１６条関係）

認定取消通知書

第　　号
年　月　日

様

松浦市長　　㊞

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条第１項第２号の規定に基づき、申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、松浦市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第１６条第２項の規定に基づき、これを通知します。

記

１　認定番号

２　認定年月日　　年　　月　　日

３　認定計画実施者の氏名

４　認定に係る住宅の位置

５　理由

様式第１１号（第１７条関係）

証明願
（新築／増築・改築／既存）

年　　月　　日

松浦市長　　様

申請者　住　所

氏　名

下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項（第８条第１項）の規定により長期優良住宅建築等計画について認定済みであることを証明願います。

記

１　認定(変更認定)申請者氏名
２　申請年月日　　年　　月　　日
３　申請者の住所
４　認定（変更認定）にかかる住宅の位置
５　認定（変更認定）にかかる住宅の構造
６　認定（変更認定）番号　　第　　号
７　認定（変更認定）年月日　　年　　月　　日
（法第６条第２項に基づく確認の申出があった場合）
８　確認番号　　第　　号
９　確認年月日　　年　　月　　日

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

松浦市長　　㊞

様式第１２号（第１７条関係）

証明願
（新築／増築・改築／既存）

年　　月　　日

松浦市長　　様

申請者　住　所

氏　名

下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定による地位の承継について承認済みであることを証明願います。

記

１　承認申請者氏名
２　申請年月日　　年　　月　　日
３　申請者の住所
４　長期優良住宅建築等計画の認定番号　　第　　号
５　認定に係る住宅の位置

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

松浦市長　　㊞

様式第１３号（第１８条関係）

軽微な変更届出書
（新築／増築・改築／既存）

年　　月　　日

松浦市長　　様

届出者　住所
　　氏名

<table>
<tr><td colspan="2">認定年月日</td><td>年　月　日</td><td>認定番号</td><td>第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更認定年月日（1回）</td><td>年　月　日</td><td>変更認定番号</td><td>第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更認定年月日（2回）</td><td>年　月　日</td><td>変更認定番号</td><td>第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">地名地番</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">建て方</td><td colspan="3">□一戸建ての住宅　　□共同住宅等</td></tr>
<tr><td colspan="2">住戸の番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">床面積の合計
（専用部分の床面積）</td><td colspan="3">㎡（　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">変更内容</td><td rowspan="4">変更前の内容</td><td colspan="3">□建築に関する工事の着手の予定年月日　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">□建築に関する工事の完了の予定年月日　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">□譲受人の決定の予定時期　　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">□その他の変更</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更後の内容</td><td colspan="3">□建築に関する工事の着手の予定年月日　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">□建築に関する工事の完了の予定年月日　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">□譲受人の決定の予定時期　　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">□その他の変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付する図書の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受付欄</td><td colspan="3">※　処理欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注意）　※印欄は、記入しないでください。

様式第１４号（第１９条関係）

認定長期優良住宅の権原譲渡証明書

（新 築 ／ 増 築 ・ 改 築 ／ 既 存）

地位の承継譲受者　　氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（主たる事務所の所在地）

上記の者に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条に基づき認定を受けた権原を譲り渡したことを証明します。

記

１．長期優良住宅建築物等計画の認定番号

２．長期優良住宅建築物等計画の認定年月日

３．認定に係る住宅の位置

年　　月　　日

地位の承継譲渡者　　氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（主たる事務所の所在地）

様式第１５号（第４条関係）

年　　月　　日

委　　任　　状

代 理 人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第　　項による認定申請に関する手続き、認定通知書の受け取り等の業務

認定に係る住宅の位置：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認定に係る住宅の工事種別：　　新築　／　増築・改築　／　既存

年　　月　　日

委　　任　　者：申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名　　㊞

様式第１号（第４条関係）
様式第１号の２（第４条関係）
様式第２号（第５条関係）
様式第３号（第６条関係）
様式第４号（第７条関係）
様式第５号（第８条関係）
様式第６号（第１４条関係）
様式第７号（第１４条関係）
様式第８号（第１５条関係）
様式第９号（第１６条関係）
様式第１０号（第１６条関係）
様式第１１号（第１７条関係）
様式第１２号（第１７条関係）
様式第１３号（第１８条関係）
様式第１４号（第１９条関係）
様式第１５号（第４条関係）